整理番号 中卸-条不-2

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	中央卸売市場 企画担当(06-6469-7935)
処分課 (担当)名	同上
処分の名称	卸売業務の許可の取消し(法令違反に対する監督処分として行うものを除く。)
概要	卸売業者が事後に許可の基準に該当しないこととなった場合は、卸売の業務の許可を取り消すことがあります。その他、不正の手段により許可を受けたことが判明した場合、長期間にわたって卸売業務を行わない場合等に、許可を取消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第12条第3項及び第16条(昭和46年条例第40号) (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	 ◎ 卸売業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消します。 (1) 卸売市場法の規定により割金の刑に処せられた者で、その刑の執行終了又は執行猶予期間満了から起算して3年を経過しないものであるとき。 (2) 業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき ア 破産手続開始決定を受けたとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html
備考	